



速報

—医療法施行規則の一部を改正する省令（案）—

精神疾患を有する患者が身体疾患の入院治療のために 精神病室以外の病室に入院できることを明確化！

厚生労働省は、医療法施行規則の一部を改正する省令（案）をまとめ、パブリックコメント（意見募集）を始めました。今回の改正で精神医療・看護として注目すべき点は、これまでの「精神病患者を精神病室でない病室に入院させないこと」という規定を改正したことです。

これまで、一般病院（一般病床）では、この規定を根拠に身体治療を目的とした精神疾患を有する患者の入院を受け入れること拒否するケースもありました。そこで厚労省は、精神疾患を有する患者が身体治療を行うために精神病室以外の病室に入院できることを明確化するために、医療法施行規則の一部を改正することにしました。改正内容は、以下の下線の部分です。

「精神疾患を有する者であって、当該精神疾患に対し入院治療が必要なもの（身体疾患を有する者であって、当該身体疾患に対し精神病室以外の病室で入院治療を受けることが必要なものを除く。）を入院させる場合は、精神病室に入院させること」

この規定の改正は、精神疾患患者が適正な医療を受ける権利を保障するものとして評価することができます。

なお、本省令（案）に対する厚労省の募集期間は4月8日まで。省令（案）概要と意見募集要領は、協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載のリンクからご覧ください。

～平成28年度診療報酬改定に関するお願い～

平成28年度診療報酬改定に関するアンケート調査と改定項目に関するご質問を募集しています！
締切は3/16（水）まで！下記アドレスか協会HP「看護管理者の部屋」からアクセスしてください。



<https://questant.jp/q/H28SHINRYOUHOUSYU>

QRコードからもアクセスできますが、FAXの印刷品質によっては読み取れない場合があります。
協会HP「看護管理者の部屋」にもリンクがありますので、ご利用ください。

1/1

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034